平成２２年（フ）第２７号
沖縄県宜野湾市真栄原１丁目11番１―301号
シャルマンライフ真栄原
債務者　砂辺　彩乃（旧姓又吉）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第４１号
沖縄県中頭郡中城村字伊集136番地２
債務者　仲松　喜盛
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１００９号
横浜市瀬谷区二ツ橋町538番地　成和ハイツ304
債務者　芳村　淳一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４号
相模原市中央区南橋本１丁目１番１―803号
債務者　鈴木由紀夫
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１２５号
相模原市中央区南橋本１丁目１番１―803号
債務者　鈴木　通子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１５号
石川県輪島市門前町五十洲東出14番地
債務者　三浦　尚子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時10分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第７９号
静岡県富士市蓼原92番地の３　カルサイト102号
債務者　崔　　基玉
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１５２号
青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森96番地３
債務者　川村　義信
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０号
青森県つがる市木造若緑11番地１　木造若緑団地６－５号
債務者　野呂　善子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月１日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
青森県北津軽郡鶴田町大字横萢字八ツ橋４番地　成田行雄方
債務者　成田　真弓
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月１日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
静岡県磐田市宮本194番地
債務者　伴在　廣和
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
静岡県浜松市中区西浅田１丁目５番17号　アルコⅠ―804号
債務者　町田　敏秋
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
島根県江津市嘉久志町2420番地５
債務者　森脇加代子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第２３号
島根県浜田市相生町2042番地８
債務者　長田　英雄
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第２０号
熊本県山鹿市古閑1317番地
債務者　大迫　俊一
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係